

平成26年第3回

伊根町議会定例会会議録

平成26年9月26日（第3号）

伊 根 町 議 会

平成26年第3回（定例会）

伊根町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成26年 9月26日 金曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成26年 9月26日 13時30分			議長	宮下 愿吾	
	閉会	平成26年 9月26日 16時24分			議長	宮下 愿吾	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 1名
	1	和田 義清	○	6	松山 義宗	○	
	2	上辻 亨	○	7	三野 三千彦	○	
	3	濱野 茂樹	○	8	泉 敏夫	×	
	4	宮下 愿吾	○	9	大谷 功	○	
5	佐戸 仁志	○	10	奥野 良一	○		
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 13名 欠席 0名
	町長	吉本 秀樹	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	副町長	小西 俊朗	○	総務課主幹	石野 靖	○	
	教育長	石野 渡	○	地域整備課主幹	泉 吉広	○	
	総務課長	鍵 良平	○	教育次長	梅崎 良	○	
	企画観光課長	泉 良悟	○	会計管理者	倉 正人	○	
	住民生活課長	上山 富夫	○	代表監査委員	坂中 宗一郎	○	
保健福祉課長	須川 清広	○					
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	前野 義明	○	主 査	今岡 敬雄	○	
					昇 うた	○	
会議録 署名議員	1番	和田 義清		10番	奥野 良一		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付 した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成26年 第3回 伊根町議会定例会

議事日程 (第3号)

平成26年9月26日(金)

午後 1時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 伊根町住宅新築改修等補助金制度について 佐戸 仁志
- 防犯灯の取替えについて 泉 敏夫
- 土砂災害対策について 上辻 亨
- 伊根中学校グラウンド拡張工事について
- 防災について 和田 義清
- 常勤医について
- 教育について
- 国民健康保険税の減免の拡充について 大谷 功
- 避難訓練の実施について
- 教育施策の拡充について
- 集団的自衛権の行使容認の閣議決定について
- 町長選挙出馬について 奥野 良一
- 空き家対策について 濱野 茂樹
- 命の道(大浦から亀山間)整備について

日程第 3 議案第42号 平成25年度伊根町歳入歳出決算認定について
(討論・採択)

日程第 4 議案第56号 平成25年度伊根地区町道景観舗装工事変更請
負契約の締結について

日程第 5 閉会中の継続審査(調査)申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 伊根町住宅新築改修等補助金制度について 佐戸 仁志
- 防犯灯の取替えについて 泉 敏夫
- 土砂災害対策について 上辻 亨
- 伊根中学校グラウンド拡幅工事について
- 防災について 和田 義清
- 常勤医について
- 教育について
- 国民健康保険税の減免の拡充について 大谷 功
- 避難訓練の実施について
- 教育施策の拡充について
- 集团的自衛権の行使容認の閣議決定について
- 町長選挙出馬について 奥野 良一
- 空き家対策について 濱野 茂樹
- 命の道（大浦から亀山間）整備について

日程第 3 議案第 4 2 号 平成 2 5 年度伊根町歳入歳出決算認定について
(討論・採択)

日程第 4 議案第 5 6 号 平成 2 5 年度伊根地区町道景観舗装工事変更請
負契約の締結について

日程第 5 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

平成26年9月26日(金)
午後1時30分 開議

◎ 開会・開議の宣言

- 議長(宮下愿吾君) 9月定例会も最終日となりました。ご苦労さまでございます。
早速ですが、これより会議を開きます。
ただいまの出席議員は9名です。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(宮下愿吾君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において
1番、和田義清君
10番、奥野良一君を指名します。

◎ 日程第2 一般質問

- 議長(宮下愿吾君) 日程第2、これから一般質問を行います。
最初に、伊根町住宅新築改修等補助金制度についてを通告議題とし、佐戸仁志君の発言を許します。5番、佐戸仁志君。
○5番(佐戸仁志君) それでは、まず初めに、この夏、大雨による災害でお亡くなりになられた方々、また被災された方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。
さて、我々平成22年に当選した議員も、4年間の任期を終えようとしております。この4年間を振り返り、一般質問という形ではありますが、外から見た伊根町についてさまざまな助言をさせていただきました。ごみの最終処分場の建設の際、ごみを民間委託してはどうかというようなことや、伊根地区の下水道工事の進め方、ポイ捨てごみの回収員の配置など、ご意見を聞いていただき、実現していただいて大変感謝しております。
最近完成した大西海岸駐車場公衆トイレは、立地、配置、景観などもすばらしく、気軽に魚釣りなどができ、目の前に亀島地区の舟屋群が広がり、伊根地区の新しい観光スポットになっているのではないかと私は思っております。大変問題だった衛生面も、公衆トイレができ、よくなり、子供たち、住民の通行の安全にも、駐車場ができ、改修されました。
伊根町観光の入口であり、このまま無料で運営するのもいいのではないかなと最近思っております。
それでは、通告書に従って、最後の一般質問をさせていただきます。
アベノミクスに大変期待はしましたが、この丹後地方の景気は上向かず、ことし4月より消費税が上がったことにより景気はどんどん悪くなっております。
京丹后市、宮津市、与謝野町などでは仕事の需要もなく、水害復旧の福知山市と、規模は少し小さいですが、下水道工事、住宅改修補助金のある伊根町の2市町だけが忙しく動いております。
伊根地区の下水道接続は順調であり、海をきれいにとという住民意識が一番順調に進んでいる原因だと思っております。実際、下水道接続工事の進む日出地区では、側溝に生活排水が流れず、においもなく、水が流れないことにより蚊も減り、魚に群がるハエも少なくなったように思っております。毎朝、海に広がる真っ白な洗濯水も減りつつあります。
順調に進む下水接続は、住宅改修補助金があるからだけでは私は思いませんが、20%の補助は、工事をされる住民にとって後方援助となっているのは間違いないでしょう。
住宅改修制度が始まったのが平成25年4月、5カ年の制度なので平成29年3月終了となりま

す。

伊根地区の下水道工事は、当初、平成26年度中の完成予定であったと思っています。最初の日出・高梨・平田地区で予定よりおくれ、東平田・鳥屋でも予定よりおくれ、これはと思いましたが、今回、亀島地区は2方向から2業者で工事をするということで、平成26年度中の完成も見えてきました。

しかし、着工に時間がかかり、おくれ、施行箇所の地質の悪さなどさまざまなことを加味すると、平成26年度中の完成は無理だろうと思われま。下水道が完成し、供用開始し、接続猶予である3年間に住宅改修補助金が使えない方が出る可能性が出てまいりました。5年間という制度であり、伊根地区だけの制度でもなく、仕方がないことではありますが、予定どおりなら利用できたということもあり、補助金制度の延長はあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、佐戸議員のご質問にお答えをしたいと思います。

佐戸議員、4年間を振り返られまして、冒頭申されておりました、いろいろと。私も本当に、最終埋立地を、8億もの予算をかけて土地を購入してごみ捨て場をつくるということに、本当にいいのかなと思っておりましたが、外部委託をしたらどうだと、そういう方法もあるではないかと言っていたかきまして、本当に目からうろこが落ちた思いでありました。そして、それが本当に現実にできたことは、本当に喜ばしいことであつたなど、そのように思っております。

それでは、議員のご質問にお答えをしたいと思います。

初めに、伊根町住宅新築改修等補助事業と重伝建物の修理・修復・修景補助事業に係る事業費の総額についてでございます。

平成25年度の住宅改修助成を活用した総事業費は、58件、6,981万5,000円、伝建補助を活用した総事業費は、9件、5,004万7,000円でありました。合計1億1,986万2,000円でございます。

今年度は、8月末現在でございますが、申請額では、住宅改修助成で47件、総事業費6,339万2,000円、伝建補助は、10件、6,195万3,000円、合計1億2,534万5,000円でございます。既に昨年度を上回っている状況でございます。

しかしながら、住宅改修助成については、補助対象事業費が100万円で補助金額が20万円の上限額となるため、実際にはそれ以上の事業費を要していても事業費の一部しか記載されない場合があるため、総事業費は額面よりさらに大きな数字になっていると考えられます。よって、実施総額が正確にはつかめていない状況でございます。

今年度は、そのようなことがないように、概算総額を聞き取るようにしているところでございます。

次に、住宅改修助成事業の期間延長についてでございますが、本事業の補助期間は平成25年度から29年度末までの5年間となっております。

一方、下水道の加入分担金は、供用開始日から3年以内に接続をしないと2倍となります。

したがって、平成26年度の漁業集落排水工事の進捗がおくれて27年度に繰り越しとなりますと、完成から3年以内というのが実質平成30年度に入ってしまうことになり、平成30年4月以降の下水道接続を伴った住宅改修工事が補助対象から外れることとなります。

仮に、平成27年8月に供用開始となった場合、平成30年7月までに宅内の接続をしていただかないと加入分担金は倍になります。このため、平成30年4月から7月までに下水接続するための宅内工事を行った方は、住宅改修助成が受けられないという事態が起こり得る場合も想定されます。

しかし、そうではあります。町といたしましては、計画どおり年度内完成に向け力を注ぐべきと考えております。その上で、接続工事や住宅改修工事の早期実施等、進捗を見守りたく考えております。

そして、万が一にも漁業集落排水工事の完成がおくれ、接続工事や住宅改修施工業者の順番待ちでどうしても住宅改修工事に着手できないような事態が見られるような場合は、そのときの状況を見て判断してまいりたく思っております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、佐戸仁志君の一般質問を終わります。

8番、泉敏夫君から、防犯灯の取替えについてを通告いただいておりますが、本日欠席のため、会議規則第61条第4項の規定により、通告はその効力を失いました。

次に、土砂災害対策について及び伊根中学校グラウンド拡幅工事についてを通告議題とし、上辻亨君の発言を許します。2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） 皆さん、こんにちは。

それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

土砂災害対策について質問させていただきます。

先月8月20日、広島市を襲った豪雨で、死者・行方不明者80人を超える土砂災害が発生いたしました。亡くなられた方のご冥福と不明者の発見を心よりお祈り申し上げます。

広島で発生した土砂災害、被害を拡大させた要因が幾つか指摘されていますが、避難勧告のおくれとともに、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定が進んでいなかった点が問題視されております。

もともと、同法は広島県で15年前に起きた大規模な豪雨被害を受け、制定されており、土砂災害のおそれがある土砂災害危険箇所を都道府県が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定、住民にハザードマップなどで周知し、避難体制などを整備することが大きな柱であるとされています。

また、より危険度が高い地域は土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定し、開発や建築物に規制をかけることができるとされていますが、全国に約52万5,000カ所に及ぶ土砂災害危険箇所のうち、特別警戒区域を含む警戒区域に指定されているのは約7割にとどまっているようであります。

京都府には約1万7,000の危険箇所があり、全てを警戒区域に指定できたのは八幡など3市町であり、京都市など都市部で作業がおこなわれているようであります。

指定に向けた調査には、費用や人員が必要であり、住民合意は不要ではあるが、警戒区域になると地価が下がると反対される方もおられるようであります。

先月15日から府内に雨が降った豪雨で、福知山市などの3市で計12カ所の土砂崩れが発生しております。このうち4カ所が警戒区域内だったと聞きましたが、当町で人家に被害をもたらすと予想される危険箇所はどれくらいあるのでしょうか。

また、当町の各集落では、山林の手入れは行き届かず、耕作放棄地においても、イノシシが掘り起こし、また、きょうまで流れ出た水路も変化しております。

今後、新たに危険箇所も増加し続けるのではと考えます。土砂災害が起きると、大量の土砂のため、復興にはかなりの時間が必要と言われておりますが、土砂災害危険箇所の防止工事の推進はされているのでしょうか。

また、町内にある土砂災害危険箇所の防止工事、今後着工予定となる箇所はどれくらいあるのでしょうか。

次に、伊根中学校グラウンド拡幅工事について質問させていただきます。

今月9月1日に新しい伊根中学校の校舎が完成し、無事に竣工式も終わりました。気持ち新たに、新校舎で6日の日には体育祭も行われ、先生や生徒みんなのアイデアを生かした競技もあり、統合して初めての体育祭を生徒みんなで協力し合う姿を見させていただきました。

新校舎は完成しましたが、グラウンド拡幅工事は着工していません。中学校改築工事に伴う説明では、改築工事が終わり次第、グラウンド拡幅工事に着工すると聞きましたが、グラウンド拡幅工事の着工予定はいつごろになるのでしょうか。

また、工事期間はどれくらいかかるのでしょうか。

グラウンド拡幅工事に当たり、土砂災害警戒区域があります。拡幅工事のためにボーリング調査等を行ったとお聞きしましたが、どのような調査結果になったのでしょうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、私のほうから土砂災害の対策についてお答えしたいと思います。初めに、危険箇所がどれくらいあるのかというご質問でございますが、京都府さんが土砂災害防

止法に基づき、伊根町内で急傾斜地と土石流のおそれのある箇所を調査し、平成20年から平成23年にかけて、136カ所の土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンを指定しております。また、この中で、建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域を、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）として112カ所を指定しております。

別荘地を除く、伊根町内の住居がある箇所全域が調査完了しており、これらは場所によっては急傾斜地と土石流箇所が重複しております。今年度は、地すべりに係る指定を完了する予定と聞いております。

ちなみに、土砂災害防止法の趣旨をご説明申し上げますと、危険箇所が、議員おっしゃるとおり、余りにも多く、対策施設がすぐにはできないため、国や府は危険な箇所を住民にお知らせし、市町村は避難体制を整備することを目的としており、ソフト対策を重視したものでございます。

次に、危険箇所の工事の進捗状況でございますが、京都府では特別警戒区域にかかっている避難所や福祉施設を優先的に事業実施していくこととしており、現在は、本庄上・本庄中学校のラク川堰堤、六万部、長寿苑の見行谷堰堤工事及び急傾斜工事を実施しております。

また、災害復旧ではありますが、本庄上の日谷堰堤も実施中でございます。

今後の着手予定につきましては、確定しておりませんが、蒲入急傾斜施設の補修工事と日出小坪急傾斜調査を実施予定と伺っております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） それでは、答弁の前に一言ご挨拶、そして御礼を述べさせていただきます。

伊根中学校の建設にかかわりまして、及び竣工式にかかわりまして、お忙しい中、議員の皆さん、ご出席をいただきまして盛んな竣工式ができましたこと、そしてその後、伊根中学校教職員指導のもと、生徒たち、楽しく一生懸命学ぶことができておりますこと、報告と御礼とさせていただきます。ありがとうございました。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、答弁に入らせていただきます。

伊根中学校のグラウンド拡張については、各法令を遵守した上で、可能な限り広く使用できるよう検討いたしましたところ、山を削り取って広げる工事と、平田川沿いの河川のり面など、土を盛って広げる2つの工事を予定しています。

このような計画の中、グラウンド拡張工事に当たり、土砂災害警戒区域があり、ボーリング調査等を実施したが、その調査結果はとのご質問から答弁いたします。

初めに、測量、設計については、コンサルタントに委託し、平成24年度に実施いたしました。その結果は、敷地南西の平田川沿い盛り土の部分は11mの標準貫入試験、要するにボーリング調査ですが、それを行ったところ、約3mほど地中にやわらかい層が、その下層に比較的かたい層、最下層は強度の高い層と確認されています。

やわらかい層は、川沿いであることと、元埋め立てにより学校用地が造成されていることによるものと思われます。このため、盛り土工事では、L型構を設置しますが、底部に安定処理工を施工の上、設置するものとしています。

山切りを予定している敷地北東の斜面は2カ所、26mと15mの標準貫入試験、ボーリング調査を行いました。こちらは、約5mほどの比較的浅い層は、比較的規模の大きいものも含め、崩壊する箇所が数カ所あることが確認され、崩壊した表層土が堆積し、その下層は風化による土砂層と比較的かたい層、最下層は強度の高い層と確認されています。このため、山切り後ののり面傾斜は、可能な限り緩やかな角度で施工することとしています。

またあわせて、体育館周辺の雑木等々含めて伐採も計画し、できるだけ明るく、湿気のこもらないように考えております。

伊根中学校グラウンド拡張工事の着工予定はいつごろになるのか、また工事期間はどれくらいになるのかとのご質問であります。

山を削る、また平田川沿いの河川のり面の盛り土の工事を、早ければ来月10月中旬に入札する運びで計画を立てております。これらの工事は、おおむね7カ月を要するものと思われませんが、冬

季を挟むため、積雪に左右される可能性もありますことをお含みおきください。

最後に、工事が完了した後に、テニスコート整備、グラウンド排水工事、夜間照明設置工事、防球ネット工事を順次計画しており、最終的に平成27年の秋ごろに全工事の完了を予定しております。

以上であります。

○議長（宮下愿吾君） 2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） 答弁ありがとうございました。

土砂災害のほうなんですけれども、当町には田畑のコセだとか植林されている山が非常に、見てもらったらわかるんですけれども、イノシシがすごいこと穴を掘って、きょうまである水路等が氾濫しておったり、ちょっとした雨で氾濫して道路がずれたりする箇所もかなりあります。

それで、そういうところは、できるだけ区長さんにもお願いしたりして見てもらっておるんですけれども、なかなか目が行き届かないところもあるので、役場のほうでも一回そういうところを、今後、見てほしいと思います。

それと、グラウンド拡張工事なんですけれども、10月中旬からかかるということで、非常に、子供たちも、グラウンド広がったら野球もできたり、いろんなことで楽しみにして待っておると思うんです。事故のないように、急ぐのは急ぐではありますが、事故のないように、安全に工事のほうを進めていっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 土砂災害のほうでございますけれども、議員、イノシシの歩みでずれたりなんかしているということですが、そういったことでイエローゾーンとかレッドゾーンがふえることは、まずはないかと思っております。

しかしながら、水路とか農道とか、そういうことにつきましては、逐一地域整備にご連絡いただければ、現状も対応させていただいておりますので、やらさせていただきますので、どうぞどうぞ、またお伝えいただきたいと思っております。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、上辻亨君の一般質問を終わります。

次に、防災について及び常勤医について並びに教育についてを通告議題とし、和田義清君の発言を許します。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） お疲れさまです。

それでは、通告書に従いまして、私の一般質問に入らせていただきます。

まず、防災について町長にお尋ねいたします。

過日の各新聞テレビ等で報道された日本海を震源とする津波予想に関して、町内外の人々が一部誤解を招くような報道があったと認識しております。

この報道では、あくまで想定に基づいた予測でありながらも、伊根湾沿いに立ち並ぶ舟屋群の画像が出て、伊根町に到達する波の高さ7.2m、近畿の自治体では、崖地を含む海岸線では一番高いと報道されれば、誰でも不安を感じるものかと思えます。「海の京都」構想や、また今後、観光地としてPRして、観光産業を推進しながら町の活性化を図る町としても、とてもよいイメージのはずはありません。町内外に対し、新たな説明が必要であり、海の京都でもある観光地としても、でき得る限り安全対策がとられていることも示していくことが必要であるかと考えられます。

平成23年6月議会における私の一般質問で、町内の主要観光地及び海岸沿いの場所には、災害発生時における避難場所並びに避難経路を示した地図、案内板等の設置を求める提言を行いました。その際、設置の検討をするとのことご答弁をいただきましたが、現在の設置状況及び今後の設置の予定をお示しください。

また、これから設置するのであれば、これまでの間、津波被害のなかった歴史ある舟屋群との説明をすることにより、伊根浦の歴史のPRにもなり、かつ災害対策が再構築されている安心・安全な観光地としてイメージ向上にもつながるかと考えられます。

早期の、観光客にもわかりやすい案内板の設置が望ましいと思いますが、お考えをお聞かせください。

また、昨今の国内外における突発的な災害が多発する中、観光地としての伊根町が考えておくべき防災対策、最近で言えば、例えば豪雨による水害、土砂災害による周辺地域からの孤立、地震、津波による国内外からの有害物質の飛来等に対し、これまで構築された防災対策に対して、改めて見直すべき点はないのか、町長のお考えをお示してください。

次に、常勤医についてお尋ねいたします。

町内の医療体制については、これまで他の議員の方々からも一般質問や質疑の場において質問されてきました。町民の方々におかれましては、現在も常勤医を望む声が聞かれます。

今後、常勤医を確保する予定があるのか、町長のお考えをお示してください。

続きまして、伊根中学校グラウンド整備完了期間までのクラブ活動のあり方と空き施設の利用について、教育長にお伺いいたします。

伊根中学校グラウンドが完成するまでの期間、各クラブ活動は現在の限られたスペースと環境の中で行われていると聞きます。クラブ活動を通じて得た練習の成果を、各大会に出場して結果を残すことは、小規模校の生徒でも大きな自信と誇りを得られる絶好の機会かと考えます。よい結果を残すことを目標とする生徒たちにとって、現在の環境は不十分と考える声がしばしば耳に入ります。

現在、旧朝妻小、旧本庄中の体育館及びグラウンドは使用可能と思われませんが、このような空き施設を利用したクラブ活動は可能なのでしょうか。また、クラブ活動のあり方についての決定権はどこにあるのでしょうか、教育長のお考えをお示してください。

以上、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、私のほうから防災について並びに常勤医について答弁を申し上げます。

まず、津波報道であります。招集に際しての挨拶の中で触れさせていただきましたが、去る8月26日に、国土交通省等が事務局となっている日本海における大規模地震に関する調査検討会から日本海側で発生する地震による津波高が公表されました。

私も、議員おっしゃるとおりに、これに関するテレビ報道を見ましたし、新聞等の報道も読みました。本当に、伊根湾の舟屋群がだ一と映って、7m、10分、これは大変だと、誰でもそう思いますね。ひどい報道だなと。7.2m来るのは伊根湾じゃないんですけれども、そういう印象になってしまいます。これらのテレビ映像から受ける印象や、新聞のセンセーショナルな見出しが町民の皆さんにどのような印象を与えるか、大変憂慮したところでございます。

危機管理面においては、最悪の事態を想定することが必要であり、調査結果である以上、このような報道になるということは、ある意味では仕方ないものと思います。

しかし、発表された調査の内容を報道した新聞紙面で、見出しだけでなく、詳しい内容をよく読んでいただきますと、いろんなことが見えてまいります。

調査結果の中に用語の定義が説明されていましたが、居住地の多い沿岸部は平地と定義されており、平地最大津波高は4.3mとなっております。平地とつかない最大津波高は、崖地を含む全海岸線とされております。

次に、津波の到達時間ですが、4.3mの津波を起こす可能性のある若狭湾沖の断層F49を震源とする津波は、平地に第一波が到達する最短時間は31分とされております。このあたりまでは、見出しだけでなく、記事や掲載された図表でわかります。

また、公表された資料を見ますと、第一波が10分で到達する津波を発生する地震は、F53という若狭湾内冠島の東海域から福井県嶺南地方にかけての断層でありまして、この津波の平地最大津波高は1.5mとなっております。つまり、異なる断層の地震で起こる津波を、別の場所の地震を混同して報道がされているということでございます。

また、この数値データを詳細に分析した結果で、それぞれの地域ごとに浸水高が算出される予定です。この作業が京都府で行われ、数カ月後に判明するものと聞いております。これを受けて、必要があれば改めて津波対策を検討するというところでございますし、またそこで反論をしていきたいなと思う次第でございます。

次に、平成23年6月議会的一般質問における災害時の、とりわけ海浜地における津波避難場所

や経路を示した地図、案内板の設置について検討を行うという答弁が現在どういう状況かというご質問でございますが、当時の答弁の内容とそこがございますので正確に再現しますと、今言われたのは議員の質問の内容であります。私の答弁のほうは、「沿岸部の自治会に海拔10m以上を目安として、避難高台の選定をお願いしたく思っております」、中を飛ばしまして、「決定後には、沿岸部の観光地に津波避難場所への誘導看板等について、その設置について検討をしております」、そうでありますので、経路を示した地図、案内板の設置、そのようには申し上げていないわけでありませう。

そうでありますので、皆さんご存じのとおり、既に沿岸部高台に33カ所の避難地を選定しております。そして、その避難地への誘導看板も設置済みでございます。

詳しく申し上げますと、東日本大震災の教訓から、津波発生時に避難する場合の海拔高度をおおむね10mと想定し、避難地を選定し、平成23年8月の防災会議に津波避難暫定計画を報告し、11月には、この暫定避難地を使って実際に住民の皆さんと避難訓練を行いました。その実施結果を踏まえて、平成24年6月の防災会議で検討し、伊根町地域防災計画を変更し、町内33カ所の津波避難地を指定し、防災計画に盛り込んでおります。その避難地へのルートを示すため、周辺の電柱を利用し、緑色の誘導看板を設置したわけでございます。そのようにしております。

万一、避難が必要な事態については、J-ALERTによって防災行政無線が無人で自動起動されます。このときは、受信機の調節がどのようになっていたとしてもフルボリュームとなって警報が鳴らされますし、海岸地区では屋外スピーカーでも流れます。また、携帯電話をお持ちであれば、緊急速報がエリアメールで周知されます。

そのほかの災害では、土砂災害のハザードマップの各戸配布などを行い、地域での説明会なども土木事務所で開催していただいた経過もでございます。

また、原子力災害については、今年度、住民の皆さんに参加いただいて広域避難訓練を行い、ノウハウの蓄積を行っていきたくと考えております。

防災計画は必要に応じて見直しますが、観光地としての伊根町が考えておくべき防災対策の見直し、そういったものは特段考えていないわけでございます。

次に、診療所医療体制に係る常勤医確保の予定についてでございます。

現在は、京都府立医大及び北部医療センター並びに宮津市の宮地外科医院から先生を派遣いただき、伊根診療所と本庄診療所で診察を行っております。また、在宅における夜間・休日の最後のみとりについては、北部医療センターの石野先生、宮地外科医院宮地先生ともに患者宅まで駆けつけていただき、死亡診断もお世話になるなど、とりわけ大きな問題もなく医療サービスが提供できているものと考えております。

そうでありますから、住民の皆さんが、常勤医師云々というよりも、一次診療としての伊根町の地域医療において、今どのような不都合を感じておられるのか、何が問題とされているのか、私としては、その辺のところをお伝えいただきたく思う次第でございます。

医師の確保について、町の内外を問わず多方面から意見を伺いますと、町の規模や隣接する病院等の環境のもとでは、非常勤であっても現在の運営体制がベストである、あるいはすぐに常勤医師を配置すべき、もう一方では、時間がかかっても、伊根町をよく理解し、長くいてくれる先生を確保すべき、さまざまな意見をいただいております。

無論、私としては、前向きに常勤医師の確保を考えております。

現在、まだ着任は固まっておりますが、特定の先生には診療所のあり方検討委員会にもオブザーバー出席をお願いするとともに、先生の発案で在宅医療を考える研究会などを開催し、診療所運営体制に係る環境整備などの取り組みを進めるとともに、勤務先の病院とも調整を行っているところでございます。

そうではあります、以前にも申し上げましたように、強引に我々の主張を通して府立医大・北部医療センターの医師を伊根町診療所の常勤医師に座っていただくということを、やろうと思えばやれないことはなかったかなとも思っております。

しかし、京都府立与謝の海病院が府立医大北部医療センターとなった今、先方もその変革期にございます。医師の職務・職責の編成や全国からの医師招聘等々、大変な事情もございます。そうい

ったことを無視し、こちらの思いだけで強引なことを行えば、多分北部医療センターとは伊根町は縁切れになると思います。そうなりますと、座っていただいた医師にとっても伊根町にとっても、将来的に大変不安定な状況が生まれます。よいことではないと考えます。そこは、やはり大学とも医療センターとも十二分に相談をして、検討して、将来的に安定した伊根町の地域医療が確保できるように行動する必要があるかと思えます。逆に、我々は、そこに活路を見出す必要がございます。

常勤医師を求めつつも、我が町だけの意見を押し出すのではなく、北部医療センターとの緊密な連携のもと、伊根町の地域医療の総合的な充実が図れるよう考察し、行動しているということをご理解いただきますようよろしくお願いを申し上げ、答弁いたします。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 答弁をいたします。

伊根中学校グラウンド整備完了期間までのクラブ活動のあり方と、空き施設になっている旧朝妻小学校、旧本庄中学校の体育館、グラウンドの利用についてのご質問であります。

ご質問の中で言われておりますように、当面は限られたスペースと環境の中でのクラブ活動となっております。練習の成果を発揮し、各大会でそれぞれの子供がよりよい結果を残すことを目標にするということになっております。現在のグラウンドの環境は、その点では充分ではないというように思っておりますし、教育委員会もそのように考えております。

一日も早く整備を完了し、伸び伸びと安全にクラブ活動に励んでもらえるように取り組んでまいりたいと考えています。

現在のクラブ活動の状況であります。バレー部は体育館で、ソフトテニス部は体育館横にL型で高さ1mの移動式フェンスを横に数枚並べ、ネットがわりにして練習しています。野球は、移動式ネットが置いてあります校舎横で練習をしています。水たまり、でこぼこした表面のグラウンドであり、決してよい状態、あるいは広いという意味でいうと、環境ではないと承知しています。

今後、山を削り、平田川のり面の盛り土などを行っていくということを先ほどの答弁でお話ししました。入札会を10月中旬に行い、これらの工事完了後に、グラウンドの整備、排水、そしてテニスコート、夜間照明、防球ネット等さまざまな整備と続きます全体の完成は、先ほども言いましたように、平成27年の秋ごろを予定しています。

このようなことから、学校では、最悪11月ごろから、さらに使用できるグラウンドの範囲が制限または全面使用禁止といったことにもなるやもしれません。

このような予定の中、1つ目のご質問のクラブ活動についての決定権はどこにあるのかとのことであり、これは、学校長にあります。

学校は、男女の人数、施設の状況、生徒の意見、指導者等を考慮し、どのクラブ活動をするのか協議、決定をしています。部活動の条件は、子供の趣味、関心、希望、2番目が異年齢集団であること、男女各学年がいること、さらに3番目が指導者がいることという3つの条件を考えながら決めております。

次に、空き施設となっている旧朝妻小学校、旧本庄中学校の体育館、グラウンドの利用についてのご質問であります。

結論から申しますと、どちらも利用は可能であります。

しかし、そこまで移動する手段、移動時間、活動する時間、顧問、社会人指導者の体制など、細部にわたり協議が必要となります。

移動手段はスクールバスになると思いますが、仮に旧本庄中学校へ移動するとすれば、部活動終了後は本庄・筒川の生徒はそのまま下校させるのか、伊根・朝妻の生徒はどうするのか、当然バスで送ることになると思いますが、また旧朝妻小学校を使用するとすれば、どのような課題があつて、どう整理するのかなど、たくさん問題、課題があります。スクールバスを動かすとなれば、教育委員会も含めた協議、丹海との協議が必要でありますし、経費の問題も生じます。学校は、保護者の了解を得るなど、協議、調整をしなければなりません。

また、近くの伊根小学校のグラウンド使用も可能ではあると思えます。徒歩で移動が可能、移動

時間も短くて済みます。スクールバスも、予定どおりの下校時間の運行のみとなります。グラウンド使用については、学校間で協議をしていただくこととなります。社会体育との関係もございます。

このように、いろいろなことが想定されますが、解決の手段は伊根中学校の敷地内の整備を早期に着手、完了することが一番だと考えております。早期に着手できますように取り組んでまいりますので、実情をご理解いただきながら、ご支援、ご協力をお願いします。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） ご答弁ありがとうございます。

防災関係につきましては、今、町長おっしゃられましたように、確かに避難訓練と防災マップ、防災計画、私のほうも目を通させていいただきまして、実際に地区のほうで参加もさせていただきました。1年に1回になるのか、1年に2回になるのかわかりませんが、ぜひともこれ続けていいただきまして、災害はいつ起こるのかわかりませんので、我々も含め、住民の皆さんに避難をするくせというか、そのことが、いつも身につけるのが一番の防災になると思いますので、今後も続けていっていただきたいと思います。

また、常勤医師に関しまして、私を含め、過去にも複数の議員の方が質問させていただきましたので、町長のきょうおっしゃった答弁の意味はよく理解できると思います。

ただ、どうしても高齢者の方になると、常勤医がいる、いないというイメージだけで不安になられている方がいらっしゃるのも事実でございます。町長がおっしゃられましたように、私もどちらかという常勤医がいる、いないではなくて、実際、その地域医療が、常勤医がいようが、いまいが、しっかりと住民の皆様のお力もおかりしながら、よく地域の包括ケアとか自助・共助・公助の概念のもとで、それも含めていかにケアできるかというところが一番重要なことになっております。

なかなか、北部医療センターとの兼ね合いも難しいというのもよくわかりますけれども、どちらにしましても、今後、これからも高齢者の数は人口と一緒に減ってきますけれども、社会福祉の内容というのは、なかなか複雑化して手厚いものになってくるような流れがまだあると思いますので、なるべくそれに柔軟に対応していただきました町の医療体制を築いていっていただきたいと思ひます。

クラブ活動のあり方については、多分学校長の権限だというのはちょっと思っていたんですけども、要はグラウンドが完成するまでの間のクラブ活動に対して、保護者もしくは子供たちも、この状態で練習いくと、次どうしても勝てないのかなとか結果が残せないかなという不安がる声があるんです。

先ほど、教育長おっしゃいましたように、確かに移動手段とか、先生の移動を含めて多少のリスクがありますので、できれば徒歩で行ける伊根小学校とか等もありますので、有効な空き施設、伊根小学校は空き施設ではないんですけども、クラブ活動の有効なあり方というのを今後もご検討いただきまして、子供たちが伸び伸びとしたクラブ活動ができるように、できる体制をしいていくことをお願いしまして私の一般質問とさせていただきます。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、和田義清君の一般質問を終わります。

次に、国民健康保険税の減免の拡充について、避難訓練の実施について及び教育施策の拡充について並びに集団的自衛権の行使容認の閣議決定についてを通告議題とし、大谷功君の発言を許します。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） それでは、通告に基づきまして、今期最後の一般質問に入ります。

1点目は、国民健康保険税の減免の拡充についてであります。

25年度末現在、国民健康保険の加入者は415世帯、716人が加入し、加入率は、世帯で44.1%、個人で30.4%になっているかと思っています。

現在、伊根町では、国民健康保険税条例で、減免について、その第19条で、「町長は、次の各号のいずれかに該当する世帯のうち必要があると認めたものに対し、国民健康保険税を減免することができる」とし、「災害により生活が著しく困難となった世帯」、「当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった世帯又はこれに準ずると認められる世帯」、「その他特別の事情がある世帯」の3点が挙げられています。

また、法定減免として、非自発的失業者への軽減措置もごさいます。

国保の加入者は、以前、自営業者や農業者が多かったのですが、現在は無職の方、失業者、非正規労働者、年金生活者などが加入をしています。被用者保険などに比べると、企業負担がない分、全額支払うので保険税の負担は重くなるという構造的な問題も抱えています。

また、加入者には高齢者が多いため、病気になる確率も高く、医療費もふえています。さらに、低所得者が多いため、滞納もふえています。

国保の保険税の算定は、前年度の所得に対して課税されています。前年度は収入があったが、ことしになってから収入がなくなった場合でも払わなくてはなりません。

現在の全国的な就労の状況や町内の所得の状況を考えるとき、国保の減免制度を拡充する必要性を感じています。国保は、住民の命と健康を守る社会保障の制度であり、住民の負担軽減の努力をするのは制度の本旨にかなったものであります。

国保の減免制度を、非自発的失業者だけではなく、自己都合で退職された方、国保加入者で転職をされ、また出産でバイト料が減となり所得が減った方、家族の病気などで所得が減少した方、就労困難世帯など、条例でもって直ちに一定額の国保税が減免されるよう、具体的な要件や減免額を明記した制度の創設が必要ではないかと思いますが、町長の考えを伺います。

次に、避難訓練の実施についてであります。

近年、今までの想定を超えるような自然現象が多発をする中で、いかに人命を守るかが自治体に問われています。また個人も、避難について、その方法等、常に認識していることが大変大事なことであります。そのため、避難訓練が大切であることは、皆さんも認識を同じくしているところであろうと思います。

そこで、町内旧村単位で、全ての地区で避難訓練は実施されたと思いますが、その実施した地区で問題点や課題がまとめられているのでしょうか。また、各集落へそれらを周知して、町民と一緒に避難について検討する必要があるのではないかと思います。

今後も、毎年定期的に避難訓練を実施するのを感じます。避難訓練の現状と課題について、考えを伺います。

3点目は、教育施策の拡充についてであります。

以前に、早川町の教育について紹介し、教育はまちづくりの観点から考える必要があり、子育て世帯がまちづくりの中心を担ってくれているから、山村地帯のために働くところが制限され、自然環境が厳しいこの町において、一生懸命子育てをしている世帯を応援する必要があることを述べました。

そういう中で、伊根町では、近隣他町よりは手厚い教育予算や子育て支援を実施されてはおります。地元産の食材をふんだんに使った給食や医療費の無料化政策、教育予算の多さなど、他自治体に誇れるものがあることを実感しています。

しかし、大変厳しい不況の中で、リストラにおびえ、また給与が下がった方、先行きが見えない状況の中であえぐ保護者に、子育て支援として、また子供の減少対策として、他町から子供や若者を呼び入れ、子供をふやす対策の一つとして義務教育の無償化に一步進めるべきだと思います。

例えば、各教科のテスト代金、ドリル、資料集、1学期1人2,000円を超えているかと思えます。また、体操服、習字道具、絵の具セットなどもみんなが買うものです。こういうものは、公費で伊根町が負担すべきものだと考えます。また、以前、一般質問でした給食費とか修学旅行代金等がありますが、まず一つずつ、こういうものの公費負担を検討するべきだと考えます。

今後さらに、町内で子育てに奮闘する世帯と、子育てするなら伊根町へとIターン、Uターンの若者家族や子育て世帯の家族を呼び寄せるために、子育て支援策、給食費の無料化、学校教材、教育用品の無料化など、拡充について考えを伺います。

最後に、集団的自衛権の行使容認の閣議決定について、町長の見解を伺います。

7月1日の閣議決定は、集団的自衛権を容認し、憲法9条のもとでは海外での武力行使は許されないという従来の政府見解を180度転換し、海外で戦争する国へと道を開くものとなっています。

権力を握った政権が独裁政治や専制政治に走り、国民に塗炭の苦しみと惨禍を与えることを食いとめるために、政権を縛るためにあるのが憲法だと考えています。その憲法が一内閣の勝手な解釈

で変わったのでは、立憲主義が根底から否定をされてしまいます。

安倍内閣の閣議決定は、憲法破壊の暴挙と言わなければなりません。憲法について、自民党の古賀誠元幹事長は、憲法は我が国の最高法規です、他の法規を扱う基準とは違うのは当然と強調し、現行憲法について、平和主義、主権在民、基本的人権という崇高な精神を尊重しなければならない、中でも平和主義は世界遺産に匹敵すると述べています。

集団的自衛権については、改憲派の憲法学者、小林慶応大学名誉教授・弁護士さんは、集団的自衛権とは、国際法上の概念で、自国に対する武力攻撃がなくとも、同盟国が戦渦に巻き込まれたときに是非を問わず相手の戦争に巻き込まれてあげる関係です、したがって集団的自衛権には本質的には限定はありません、一旦認めると、アメリカの要求でどんどん広がっていくでしょうと警鐘を鳴らされています。

加藤紘一元自民党幹事長は、米国は中東だけではなく、南米の政治的に不安定な地域への介入も考えています、集団的自衛権の行使容認をすれば、米国の要請で自衛隊が地球の裏側まで行くことは十分に想定をされますと反対の立場を述べています。

戦争をしない国から、戦争をする国になってしまうのであります。集団的自衛権の行使は、アメリカが敵国とする国に日本が宣戦布告をするようなものであり、相手国からの攻撃の対象となってしまいます。

米軍のXバンドレーダー基地がつくられようとしている京都北部は、危険な攻撃対象地になってしまう可能性が大きくなります。2001年の9、11同時多発テロのときには、米軍基地がある沖縄はテロの対象になるといって、世界や日本本土からの観光客が激減をし、沖縄の観光や経済が大打撃を受けたのは記憶に新しいところであります。こういうことが、京都北部でも起こることが懸念をされます。

米軍人、軍属による需要増加で経済の活性化などと言っている場合ではなく、町民の経済と生命が危険にさらされる可能性が高くなるということでもあります。

麻生太郎副総理は、ワイマール憲法はいつの間にか変わっていた、誰も気づかない間に変わった、あの手口を学んだらどうかと発言をしましたが、戦争はいきなりやってくるものではなく、国民、府民の気がつかないうちにひたひたと忍び寄ってくることを過去の歴史は教えています。まさに、安倍内閣の一連の動きは、戦争に突入していった戦前の日本の歩みを再び歩み始めているのではないかと思わざるを得ません。

憲法9条は、あの侵略戦争の反省と教訓から導き出され、私たちが平和に生きる道筋を示した世界に誇るべきものです。私は、この憲法の解釈改憲は絶対に許してはならないと考えるものであります。

毎日新聞の最新の世論調査では、集団的自衛権の行使を容認すれば他国の戦争に巻き込まれるおそれがあると思うが71%、思わないは19%にすぎません。

大量破壊兵器を持つ危険なイラクを封じ込めようとの名目で行われたアメリカによる無法なイラク戦争の現実から、私たちはしっかり学ぶことが必要であります。世界は今、この戦争の検証を行おうとしています。しかし、真っ先に賛成の態度を表明した日本政府は、その検証をも行おうとせず、集団的自衛権行使容認に突き進んでいます。

戦後一貫して、日本国民は、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意した平和憲法の精神に立脚して歩んできました。戦争が起きても、戦争にしない、人類の理想を掲げ続けることこそ、日本が行う世界の平和と安定への最大の貢献と言えます。今、際限のない軍拡に足を踏み出すのか、ASEAN諸国のように平和の共同体をつくり、外交によって紛争を解決する道を押し広げるのかが鋭く問われる歴史的な転換点だと考えています。

歴史の教訓は、声を上げるときに上げなければ手おくれになることを教えています。私たちは、安倍自民・公明政権のこの歴史的暴挙に強く抗議をし、今回の閣議決定の撤回を求めると同時に、今後、閣議決定に基づく、政府が具体化をしようとしている法案の違憲性を明らかにしながら、自衛隊を戦闘地域に派遣することも海外で暴力行使をさせることも絶対に実行させない戦いを国民の皆さんとともに取り組む決意を申し述べ、この件について、町長は、このような海外で武力行使をする国づくり、戦争をする国づくりの動きについて、憲法遵守の立場から、どのような立場をとら

れるのか、また、時の政権の解釈次第でどのようにでも憲法上の原則を変え得るとするような、立憲主義の原点を根本から捨てる議論のあり方について、町長の基本的認識をご披瀝いただきたいものであります。

以上、町長の見解を伺います。

最後に、余談ですが、NHKの連続テレビ小説「花子とアン」、いよいよ今週で終わります。

24日の「花子とアン」では、最愛の息子を戦争で奪われ、生きる気力も失ってしまっていた蓮子こと柳原白蓮が、同じように戦争で子供を失った母親たちにラジオで呼びかける場面が放映をされました。「かわいい息子を殺しに出す母親が1人だってありませんか。もう二度と、このような悲痛な思いをする母親を生み出してはなりません。もう二度と最愛の子を奪わせてはならないのです。戦争は、人類を最大の不幸に導く唯一の現実です。同じ悲しみを抱く母が全国には大勢おられます。私たちは、その悲しみをもって平和な国をつくらねばならないと思うのです。私は、命の続く限り平和を訴え続けてまいります」と訴えました。

蓮子の訴えは、まさに戦後日本の原点であったと思っています。その原点を踏みにじり、子供たちを戦場に送り出すような国に逆戻りさせることは絶対に許してはなりません。蓮子がラジオから日本中に訴えたことを紹介いたしまして、質問を終わります。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

初めに、国民健康保険税の減免拡充についてでございます。

京都府においては、広域化等支援方針に基づき、市町村国保の都道府県単位の一元化も見据え、生活困難者の医療機会確保の観点から標準的な減免基準が定められているところでございます。

その標準的基準をもとに、各市町村で独自の減免基準を条例で定めているところでございますが、近隣自治体2市1町の内容を見ましても、伊根町と同じような内容であり、京都府下多くの市町村ではほぼ同様の内容で運営されているものと認識しております。

伊根町では、議員もおっしゃったとおりではございますけれども、伊根町国民健康保険税条例第19条の規定により、国民健康保険税の減免について定めております。その詳細については、伊根町国民健康保険税減免取扱内規で定め、減免をしております。

減免等の理由につきましては、一つには、震災、風水害、火災、その他これに類する災害により死亡し、重度の障害者となり、または資産に重大な損害を受け、生活が著しく困難になったとき、一つに、干ばつ、冷害、凍結害等による農作物の不作、その他これに類する事由により収入が著しく減少したとき、一つに、事業または業務の休廃止、失業等により著しく減少したとき、最後に、第3番目に上げました理由に類する事由があったときと、特別な事情により収入が激減した方の保険税を減免する規定をしております。

自己都合で退職した場合、転職された場合等が特別な事情に当たるかどうかでございまして、現在はリストラや会社の倒産など、予期しない事態により生活が困難となった人について、税を減免することで救済することを目的としたものであり、自己都合による退職などは自身で予期し得ることであるため、生活設計等ができていの上での退職等であると推測されます。

また、退職等で収入が下がった場合には、通常税の減免措置が講じられ、収入に応じた税を賦課することになっておりますので、今以上の税の減免等の救済措置は必要がないものと考えております。

次に、避難訓練の実施についてでございます。

まず、避難訓練の実施状況でございますが、平成23年度は、丹後半島沖を震源とした津波災害を想定し、避難訓練を実施いたしました。

平成23年11月11日、伊根地区は午前10時から、朝妻地区、本庄地区は午後2時からとし、防災無線で訓練災害告知を行い、津波避難地へ避難していただくものでございました。

参加者は、伊根地区194名、朝妻地区65名、本庄地区133名、合計392人という結果でございました。

その際に、各地区に配置した職員が参加者に聞き取り調査を行い、避難路、避難方法などのほか、問題点、課題を抽出し、検討材料としております。そのときに出されたご意見をもとに、各地区の

区長さんから避難路の状況についてご意見を伺い、昨年、整備計画を策定し、今年度の避難路整備事業につながっております。

平成24年度には土砂災害を想定した避難訓練を筒川地区で実施、参加者310名で、そのときの意見をもとに、翌年度以降、要配慮者を対象とした避難訓練を組み込んで実施しております。また、警戒区域を記したハザードマップを全戸配布しております。

平成25年度は、朝妻地区で土砂災害避難訓練を533名の参加者で実施し、安否確認名簿の取り扱いや保存食の多様化などが課題として挙げられております。

また、今年度は、原子力災害を想定した広域避難訓練を計画しております。

定期的な訓練は大変重要であると考えており、このような継続的な実施をし、課題を抽出、対応を検討というサイクルを繰り返し、行政だけでなく、住民の皆さんがノウハウを蓄積することで、いざというときの安全な避難につなげていくこととしております。

続きまして、教育施策の拡充についてでございます。

伊根町の教育施策や子育て支援は、地元産食材をふんだんに使った給食、医療費の無料化、教育予算の多さなど、他の市町に誇れると実感しているところでございますが、さらなる施策として、給食費、学校教材、教育用品の無料化など、教育施策を拡充する考えはないかとのご質問でございます。

現在、小学生は2校合わせて61名、中学校は38名、合わせて99名という児童・生徒数でございます。

学級費ということで、児童・生徒1人当たり月額1,000円程度、年間で12万円程度を保護者の方にご負担いただいております。給食費は、学校により月額異なりますが、小学校では年間約5万5,000円、中学校は年間約6万円の負担をいただいております。また、修学旅行費が必要な学年になりますと、小・中学校とも年間で10万円を超える負担となります。

これらの費用を全て無償とし、保護者の負担軽減を図るとするならば、概算であります。570万円の予算化が必要となります。おおむね600万ということでございましょう。

教材費等にかかる費用を全て町が負担するということにつきましては、以前に議員も言われていたと思いますが、先ほども申されておりました山梨県早川町がございまして、「日本で最も美しい村」連合や重伝建地区保存協議会のお仲間であり、伊根町と類似した町であります。

この町は、児童・生徒や子育て家庭を行政が積極的に支援し、安心して子供を産み育てることができるまちづくりを目的として、給食費、教材費及び修学旅行費などの義務教育にかかる費用を完全無償とする、小中学校教材費等無償化事業を平成24年4月から取り組まれております。

また、兵庫県相生市では給食費の無料化を実施されております。

このように、義務教育にかかる費用を完全無償化としているまち、また給食費を無料としている市町村は他にもあると思われまます。

しかし、これらの市町のように本町がすぐに取り組めるかといえ、なかなか厳しいものがございます。

財政面はもちろんのことながら、現在、子育て支援の政策として、医療費の高校生までの完全無料化、お子さまたんじょう祝金の支援、1歳児保育の開始、放課後児童クラブの開設といった子育て支援策に取り組んでおります。これらとともに教育費の完全無償化という支援の拡充を図ることが、子育て支援には確かになると思っております。しかし、Iターン、Uターンの若者家族、子育て世代の家族を呼び寄せることにつながっていくのかは、いささか疑問を持つところでございます。

このような政策を行いますと、伊根町が、例えば与謝野町の位置にあるとするならば、それはもう、Iターン、Uターンは別として、周囲の市町からの人を呼び込む効果というのは、これはもう効果てきめんでありましよう。でも、そういう位置関係にはないわけでありまます。

いずれにいたしましても、この無償化について、全く考えていないわけではございません。子育て支援とするなら、学校だけでなく、保育所はどうするのか、保育料をただにするのかといったこともございます。今後、皆さんでしっかりと議論をする必要があろうかと思っております。

今日、少子化対策が国、府、県、各市町では大きな課題となっており、今後、子育て支援と一体的に考えるのが望ましく、いましばらく、皆さん、また町内部での議論を重ね、検討していきたい

と思います。

最後に、集团的自衛権の行使容認の閣議決定についてでございます。

我が国を取り巻く安全保障環境は、年々厳しさを増しており、限定的な集团的自衛権の行使容認が本年7月1日に閣議決定されました。

この閣議決定された集团的自衛権の行使容認について問われましても、防衛・安全保障の分野は国の専権事項でございます。基礎自治体としてお答えするものではないのかなと考えます。

本町は、基礎自治体として町民の生命、身体及び財産を守ることが最大の使命であると考えております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） まず、教育の無償化についてであります。内閣府の調査によりますと、将来子供を持つときの不安という調査をされています。その中で、年代別やライフスタイルステージ別、男女別、どの項目をとっても経済的負担の増加というのが際立って多くなっています。76.4%というふうに記載しております。以下、仕事と生活・育児の両立とか自分または配偶者の出産・育児に伴う心身の負担というふうになっておりますが、やはり経済的負担というのが大きいことがうかがわれます。教育の無償化について、今後ご検討いただきますことを要望したいと思います。

それから、国民健康保険ですが、町長もおっしゃられましたように、近隣の市町村も模範条例的な、ほとんど同じようなものとなっています。軽減制度というのは、自治体の裁量で、条例でつくることができます。最低限の条例の減免から一歩進んで、他の自治体の制度を研究していただきながら、条例減免について検討いただきますことをお願いして一般質問を終わります。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 1点訂正を。

学費ということで、児童・生徒1人当たり月額1万円程度、年間で先ほど12万円と申し上げましたけれども、1万2,000円のご負担ということです。訂正をさせていただきます。

そして、教育関係の無償化ということですが、我が町は教育費は大変金をかけておりますね。全国平均でいくと、教育費が予算の中の占める割合は3.5%と聞いております。伊根町は8%を越えておりますね、8.5%を越えております。その辺は自負するところでございますし、ほぼ1億円かけている。

そこに、先ほど申しましたように600万ですね、全部やっても600万、議論の余地はございますけれども、議員言われますように、何を一つ、何を一ついうんじゃなくして、600万でございますので、やるときにはほんとやらしていただきたい、そのように思います。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、大谷功君の一般質問を終わります。

休憩をいたしたいと思っております。15分強休憩いたしまして、3時10分の再開にいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

休憩 14時51分

再開 15時08分

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次に、町長選挙出馬についてを通告議題とし、奥野良一君の発言を許します。10番、奥野良一君。

○10番（奥野良一君） 町長選挙出馬についてを通告議題として、私の一般質問をさせていただきます。

平成26年11月24日をもって町長の任期満了となる。

平成18年、吉本町長就任に当たっては、町政推進の目標を「誇りあるまちづくり」「安心・安全なまちづくり」「未来につなげるまちづくり」の3本柱として、「今までは」の感覚を捨てて「これからは」の意識を持って目標に立ち向かいたいとの考えのもと、小さな自治体のよさを生か

し、町民総参加で町政を推進できるよう、町民の先頭に立ち、まちづくり、行財政改革などの多くの町政の懸案事項に全力で取り組んでこられました。

例えば、町長室を開放したまちづくりトークをはじめ、保育料、各種窓口手数料の引き下げ、小学校の耐震化、通学路に交通安全灯の設置、活き生きまちづくり応援交付金、住宅用火災警報器設置補助金、単身者用町営住宅の建設、「日本で最も美しい村」連合にもいち早く加盟されました。

また、本年は、中学校統合により、伊根中学校の改築工事を完成されました。

まだまだ事業を挙げれば数多くあります。8年間の実績から、ぜひとも次期町長選挙に出馬し、引き続き、町政のかじ取りをしていただきたく思います。

3期目出馬についての考えと、町政運営についての町長の考えをお伺いいたします。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、奥野議員のご質問にお答えしたいと思います。

町長職8年間の実績をたたえていただきまして、3期目の出馬を要請いただきましたこと、心より心より感謝を申し上げる次第であります。

いよいよこの秋、11月には、私をはじめ議会議員の皆様も任期満了を迎えます。町長選挙、町議会議員選挙が行われるわけであります。それぞれの立場で熟慮され、もう既にその決断をそれぞれにされていることと思います。

さて、早いもので、私も町政のかじ取りを担わせていただきましてから2期8年が終わろうとしております。この間、町民の皆さん、議員各位、また多方面にわたる関係団体、関係機関の皆さん、全ての皆さんのご理解とご支援、ご協力のもと、多くの行政課題に職員ともどもに奮闘してまいりました。おかげさまで、自主・自立が可能な町に転換できたと思います。そして、小さな町ではありますが、きらりと輝くオンリーワンのまちづくりが、歩幅は小さくとも進んでいると思います。

振り返りますに、私の功績は1点に思います。それは、伊根町は合併しない、伊根町は伊根町として町民みずからの足で立ち、みずからの手でつくり、育て、守る、それを明確にうたったことであると思います。それを伊根町民の総意に位置づけたこと、これにあると思います。

当時は、平成の大合併の嵐に翻弄され、確かに民意は一樣ではなかったわけですが、今となっては、異を唱えられる方は皆無に思います。

伊根町が伊根町としてあり続けるために、そして伊根町民の最大多数の最大幸福のために、これ一途に、皆さんの声に耳を傾けながら行財政運営の先頭を努めさせていただきまして。そのことが伊根町にとっていささかでも功を奏したことは幸いのきわみでございます。

今、京都縦貫道が完成しようとしております。蒲入トンネルも貫通し、供用開始まであと1年とちょっとであります。国道178の難所であります波見の狭隘な箇所も、拡幅のめどが立ったわけであります。伊根地区下水道、そのインフラ整備も整ってまいりました。カラー舗装も同様でございます。海の京都事業も、ハード事業が始まろうとしております。伊根中学校校舎は完成し、山切り、グラウンド整備を残すのみ、教育の充実にも弾みがついたわけであります。各港の港湾整備や海岸保全も一定の整理がついたように思います。大交流時代が始まろうとする中、その受け皿となるべき構想も実直に進めていると思います。進捗しているように思います。

しかし、その進捗と仕上げの全てが次の4年にかかっていると思います。

また、農林水産業の活性化・振興策、少子・高齢・過疎という大命題も抱えたままでございます。

加えて、1市2町では、80億ものごみ処理施設や、し尿処理のあり方という大きな問題も抱えております。

また、国では、1,000兆円を超える債務の中、国際公約として、2020年には国のプライマリーバランスの黒字化をするという、よっぽど景気がよくなって税収が上がらない限り、これは困難であります。ならば、地方交付税にしわ寄せが来るのは当然であろうかと思えます。今後、三位一体の改革のころのような、地方交付税の大きな減額にもつながりかねません。

また、いまだに道州制の声は消えず、ともすれば30万人という基礎自治体に飲み込まれる可能性もございます。

伊根町の行財政運営の状況は安定的で、基金も積めておるように思います。しかしながら、依存財源が8割を超える我が町の10年先を思えば、決して楽観できるものではございません。さらな

る選択と集中のもと、身の丈に合った堅実な行財政運営が求められるところでございます。

これからの4年間は、伊根町の行く末を左右しかねない、平成の中でも大事な4年間の一つになるのではないかと思う次第であります。

この期に及んで、伊根町を心から愛する者の使命として、再度、伊根町政のかじ取りを担わせていただき、伊根町の発展のため、誠心誠意尽力することが私の責務と考えます。

引き続き、町民の皆様の信任を得て、町政を担わせていただきたく、次期町長選に出馬する意思をここに申し上げ、出馬表明といたします。

以上、答弁といたします。

○議長（宮下愿吾君） 10番、奥野良一君。

○10番（奥野良一君） どうもありがとうございました。

まさに、来期の伊根町の町長の出馬表明であったというふうに思っております。どうか、この4年間で、一生懸命、全身全霊で支えていただきたいというふうに思っております。

以上です。ありがとうございました。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、奥野良一君の一般質問を終わります。

最後に、空き家対策について及び命の道（大浦から亀山間）整備についてを通告議題とし、濱野茂樹君の発言を許します。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 先ほどの町長の力強い出馬宣言の後、一般質問に登壇させていただきます政風会の濱野でございます。任期最後の一般質問となります。心を込めて質問いたしますので、答弁のほうよろしく願いいたします。

通告に従い、一般質問させていただきますが、私の所見を申し上げてから質問に入りたいと思います。

地方のことは地方が決める。地方分権の流れができ、2000年に国から地方に大きく権限が移譲されました。人口減少に直面する中で、充実が求められている子育ての環境、介護の問題、さらに地域活性化に向けた雇用や産業政策など、山積する課題にどう向き合っていくのか、住民の代表として選ばれた議員から成る地方議会の重要性は、かつてないほど高まっております。

重い責任を担うこととなった我々地方議会、その役割は、地域の人々の意思と利益を代表し、強い権限を持つ行政を監視し、民意を反映した政策を実現させていくことです。

ところが、政務調査費の不正受給や暴言等、地方議会議員による不祥事が相次ぎ、議員の資質が問題視される中で、議員の数が多しなど、さまざまな批判にさらされております。議会は不要だと言う声も聞かれ、地方政治の主役であるはずの議会は、今、存在意義そのものが問われる状況となっております。

地方自治は、執行機関と決定する機関、二元が代表して機関競争していかなければなりません。首長から提案された議案を、法律的・道義的責任、説明責任の3つの責任も果たさずに、ただ追認しているだけの議会であれば、議会不要論もいたし方ないと思います。

議会活性化特別委員会では、休日議会やライブカメラ等の意見もありましたが、成果となったのは議場へのパソコンの持ち込み等が認められただけであります。我々に対し、厳しい目が向けられている今こそ、このピンチをチャンスとして、真の議会活性化を断行し、二元代表制の一翼として、民意を反映した政策を実現させていくことが必要だということが、今、我々議員に求められることだと私は思います。

それでは、通告に従いまして、空き家対策についてご質問させていただきます。

総務省の調査では、昨年10月1日時点の全国の空き家数は820万戸、住民総数に占める割合は13.5%で、いずれも過去最高の数値となっております。

当町においても、平成25年度の調査結果によると、空き家軒数は195軒という数値となっております。

今後、人口減少が進み、さらに空き家はふえる可能性があります。住民の転居や死亡後、買い手や借り手があられず、放置された廃屋、空き家の増加は、景観のみならず、地域防犯や敷地へのごみの不法投棄をはじめとする環境など、多方面にわたる問題が深刻化することが予測されます。

空き家対策に関する条例制定は、府内では京都市で制定されております。また、宇治市において

も、現在、9月定例議会に条例提案されております。条例案は、空き家の所有者、管理者に対する指導や立入調査に加え、必要な措置をとるよう勧告、命令ができる内容で、安心して安全なまちづくりや市民の生活環境の保全を推進するのが目的とされております。

また、空き家バンクは、当町でも設置しているものの、当町に限らず、全国的に見ても登録件数が伸びず、良質な物件が空き家バンクにはほとんど登録されず、空き家バンク制度による定住移住支援には限界があると思います。

当町においても、我々議会より、平成24年12月に、空き家はいろいろな方面に影響を及ぼし、行政だけではその対策を講ずることは難しいことから、自治会を巻き込んだ組織を設置し、住民とともに対応、協議していくべきである、また将来空き家になるだろうと予測される世帯には、事前に今後の処理、連絡等の手続を行う管理システムづくりを確立し、空き家を増加させない施策を展開すべきであると政策提言し、提言に沿い、空き家対策事業について、行政と自治会等が連携し、廃屋、空き家をふやさない対策について検討する、伊根町廃屋、空き家緊急対策検討会が設置され、現在議論されております。

また、国のほうでは、都市郊外の一戸建て空き家を地方自治体が借り受けて、子育て中の世帯が住みやすいように改修し、貸し出す取り組みを促す方針を固め、少子化対策と関連して、来年度予算の概算要求に必要経費を盛り込まれたそうです。

こうした中、当町における廃屋、空き家をふやさない対策、空き家の利活用について、町長のご所見をお伺いいたします。

まず1点目は、危険な廃屋などの撤去に向けた所有者への指導、勧告、撤去を、景観条例の制定も含め、京都市や宇治市等の例を参考に、条例制定を行う考えはないかでございます。

次に2点目は、地域の特性を生かした手法が空き家対策には必要と考えますが、一定の期限を切り、固定資産税の増額措置などを検討するべきではないかということでもあります。これは、近隣住民に迷惑がかかる危険な空き家が建つ土地の固定資産税を軽減する措置、住宅用地特例を見直しし、固定資産税の優遇措置を見直すことで固定資産税を増額とすることはできないかということです。

また、減額で申し上げますと、埼玉県熊谷市では、人口減少対策の一環として、40歳未満の移住者が住宅を購入、新築した場合に、住宅の種類に応じて、固定資産税の家屋分を、一般住宅や中古住宅で3年間、3階建て以上の耐火構造の長期優良住宅で7年間全額免除することを平成27年度から実施されます。

次に3点目、空き家を自治体で買い取り、または借り上げ、資金を投下して公開舟屋やカフェ、宿泊所や賃貸物件等に改修し、これを事業者に又貸しするなどの考えはないかということでもあります。

次に4点目、空き家管理や地域課題に横断的に取り組めるようなまちづくり会社を立ち上げる考えはないか、お伺いいたします。

続きまして、命の道（大浦から亀山間）の整備についてお伺いいたします。

京都府道622号伊根港線の大浦亀山間は、民家と舟屋の間を通る道幅の狭い道路で、かつ行きどまりとなっております。通行どめを回避するための迂回路はなく、なおかつ道幅を広げようとしても、民家と民家の間を通っている影響で、これ以上道路を拡幅する用地はございません。

第5次伊根町総合計画の基本構想には、目指すべき将来像として、平成31年度を目標年度とし、交流人口50万人を目標とすると掲げられております。交流人口50万人を定住人口に換算すると、500から1,000人に相当する活力増が期待され、さらに観光産業等の就業機会を増大させることから、定住人口増にも貢献するとされております。

平成25年、観光入込客数及び観光消費額調査によると、当町の観光入込客数は25万9,182人、前年に比べ115.4%、3万4,572人と着実にふえてきております。交流人口50万人とすると、単純に申せば、平成25年調査のちょうど倍の方が伊根町にお越しになるということです。本年の伊根花火が7,000人、本年4月26日から5月6日までのゴールデンウィーク期間中の道の駅の入込客数は1万3,640人、これも全て倍として50万人です。

平成25年のちょうど倍の交流人口となることは、災害時に避難地、救援、復旧活動等の役割を發揮するためのアクセスの確保も当然ながら必要になってくると考えます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、地震発生から4日後の3月15日午後8時時点で、地震発生時に被災地を観光や出張で訪れていた人のうち、約900人の安否がいまだ不明のままであったとされています。周囲に頼れる人脈や土地勘のない観光客は、大規模災害時には災害時の要援護者となってしまいます。このため、観光客を安全な場所へ一時避難させ、適切な避難所へ収容し、かつ無事に帰宅できるよう支援をするための観光防災対策を各観光地は早急に樹立する必要があります。

また、8月26日に開催された日本海における大規模地震に関する調査検討会において、日本海側で発生する地震による津波高が公表され、伊根町に最大7.2mの津波が押し寄せるというショッキングなニュースが流れました。私も、同志である代議士、また府会議員の先生方を通じて、この会議の資料を全ていただき、目を通させていただきました。

しかしながら、新聞等で報道された、公表された津波高は、歴史資料や津波痕跡があったか等の収集、整理により、最大クラスの津波を引き起こす60の断層モデルを設定し、それぞれの断層で複数のケースを設定し、計253ケースの津波高を概算計算されたもので、伊根地区のどこどこでは何m、朝妻地区の新井、泊地区、津母地区では何m、本庄浜、蒲入地区では何mといった詳細なデータが公表されたものではありません。

そのような詳細なデータの提供は、もう少し先になりそうで、それを受けて、京都府において有識者会議を開いた後、津波防災地域づくり法に基づき、最大クラスの津波による浸水想定が設定・公表され、津波災害警戒区域等が指定されるとともに、当町における地域防災計画等も見直されることとなります。

少し余談になりましたが、住民の安全確保、伊根町を訪れた方の安全確保、舟屋群を中心とした観光産業を確立し、町内各地域との観光ネットワークによる効果の普及、相乗効果を図る上でも、今後の本地域についての道路整備について、本町の姿勢をお伺いいたします。

府道伊根港線（大浦から亀山間）の家屋裏に道路を新設もしくは現存の伊根港線を延長し、町道亀島本庄浜線につなぐ考えはないか。

2点目、以前からの地域要望であり、バイパス建設促進協議会等を設置する等、今後、実現に向けて何かしらの方策を取り組む考えはないか。

以上、ご質問させていただきます。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、濱野議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

私のほうの資料は、ちょっと古かったんですかね、平成20年の住宅土地統計調査では、全国の空き家住宅は、総住宅数5,759万戸中799万、議員は820万とおっしゃったんですけども、799万となっております、13.9%となります。現在では、さらに増加していると予測されます。空き家の対策は、伊根町だけでなく全国的な問題となっております。

昨年度、各区長さんのご協力のもと、本町の空き家外観調査を実施した結果、195軒の空き家が確認されました。約20%となり、全国平均を大きく上回っております。

この状況から見ても、空き家対策を講じなければ、空き家が放置され、農山漁村の町並みが崩壊していくことに危機感を感じていることは、本町のみならず、全国どこの市町村でも同様であろうかと考えております。

そこで1点目、危険な廃屋の撤去に向けた所有者への指導、勧告、撤去を、条例制定も含め、行う考えはないかというご質問でございます。

現在、伊根町廃屋、空き家緊急対策検討会を設置して、区長協議会長さんや地域団体、経済団体から委嘱させていただいた委員さんとともに検討を行っているところでございます。検討会でも、危険な廃屋を危惧する意見が多数出され、その対策は急務であると認識しているところでございます。

しかしながら、昨年、ことしと町内の空き家の状況調査を行ったところ、未登記家屋や、登記がある家屋でも、相続登記がなされずに、何代も前のままの名義となっているものなど数多くあり、現に所有する者、つまり所有者を特定することができないのが現状であります。そういったものがほとんどなのであります。

税務担当においては、法律の規定により、職権で相続等の調査を行う権限を有しており、所有者を把握しておりますが、個人情報保護の関係上、現行の戸籍法の規定では、地方自治体が行う空き家対策においては、その調査を行うことはできないと認識しているところであり、当然のことながら、税務情報を利用することも不可能であると認識しております。

議員ご指摘の、所有者への指導、勧告、撤去を行う条例については、一部自治体では既に制定されている事例もありますが、その所有者を把握する方法が難しい現状において、我が町で制定しても、実効性に乏しく、絵に描いた餅となりかねないという観点から条例制定は見合わせているのが現状でございます。

国においても、空き家対策に関するさまざまな施策が検討されており、空き家対策に税情報が閲覧できる特別法が議員立法で提出された経過もあるように聞いておりますが、最終的には廃案となったようでございます。

今後も、国の動向に注視しながら、空き家対策は進めてまいりたいと考えております。

2点目の固定資産税の増額措置に関する質問でございますが、これにつきましては、本町は、地方税法の規定に基づく伊根町町税条例にのっとり、公平・公正に課税を行っております。固定資産税の増額措置は考えておりません。

また、我々も、固定資産税を6分の1にする固定資産税の課税標準の特例の撤廃を町村会を通じて要望しておりますし、国においても、空き家対策の関連で、固定資産税の課税標準の特例の見直しが議論されていると聞いております。町独自の増額措置ではなく、国の動向を見守り、それに沿った対応を考えてまいります。

3点目、空き家を買上げ、また借り上げ、資金を投入して事業を行う者に貸し出す考えはないかとのご質問でございますが、この件についても、伊根町廃屋、空き家緊急対策検討会で、空き家活用について調査、検討を行っているところであり、まずは事例をつくるべく、町全体の中でも、伊根地区、空き舟屋の活用を検討しております。

複数の事業者から、舟屋の空き家を活用する、また、したいとの提案が担当課へはあるようでございます。そのかかわり方、提案の形などを研究して、本町の地域性に合ったもの、舟屋を生かした事例をつくりたいと考えております。

町が直接手を出すのがよいのか、民間の活動を支援するのがよいのか、いわゆる公設公営がいいのか、公設民営がいいのか、民設民営がいいのか等々、議員がご指摘になっている方法も含め、この点についても、今後、検討を進めていきたいと考えております。このことについては、前向きに検討してまいりたいと思っております。

4点目、空き家管理や地域課題に取り組むまちづくり会社の立ち上げについてでございますが、この件については、海の京都の関係でもいろいろな議論がされているところでございます。

現段階では、町がまちづくり会社を立ち上げるつもりはございません。民の方々がまちづくり会社を立ち上げ、その支援をしてほしいという提案であれば、検討させていただきます。その際には、さきの質問の空き家活用への取り組みも検討いただき、行政に頼らずとも運営していける方法を検討していただければ、町としてもできる限りの支援を検討させていただきたいと思っております。

次に、大浦から亀山間の府道整備についてのご質問でございます。

本地域の道路整備につきましては、コースはともあれ、京都府に府道バイパスとして要望しているところでございますが、残念ながら、その優先順位は甚だ低いようでございます。

また、山の稜線の外海側ならよいと思いますが、議員おっしゃいますような、家屋裏の道路というのは、いわゆる急傾斜工事を施したその上部で、大きな土木工事をし、構造物をつくるということでございますので、地震でなくとも、近年頻発する集中豪雨等による甚大な災害のもととなりかねないと思っております。

現実には、いわゆる亀島本庄浜線では、台風や大雨のたび、何カ所も落石や土砂崩れを起こしているわけでございます。亀本には、下に民家がないわけでありますので、いいとは言いませんけれども、ないからよろしいけれども、首長として、家屋裏の道路新設は、京都府のお墨つきをいただいたとしても、なかなかちょっと賛同しかねるものがございます。

また、亀山から海岸沿いをそのまま亀島本庄浜線につなぐことは、ルートから見ると絶景の景勝

地であります。ムフジュ舞台を経由しますと、すばらしいものになると思います。

しかしながら、そういうふうな格好の道路コースとなりますと、京都府が府道のバイパスとして認めてくれるのかが問題であろうかと思えます。町道として行えと言われても、事業費が大変莫大なものとなり、実現するのは極めて厳しいのではないかなと思っております。

そうではあります、私も府に地域の要望としてお伝えはしております。

しかしながら、地域の要望実現のためには、地域が一体となって活動していくしかないと考えます。近年は、伊根地区区長会の要望事項に上がるには上がっておりますが、その場で区長会の皆さんとお話をさせていただきますと、ほとんどの方が黙られてしまいます。熱意が伝わってこないんですね、この道をつくろうという。本当に伊根地区区民総意の要望なのか、甚だ疑問に思うことがしばしばでございます。

そういった点からも、まずは地元が、過去の養老伊根バイパスや蒲入バイパス整備要望に倣って、みずからの協議会、促進協議会を立ち上げて、活動を積み上げていくことが大事なことであります。そうすれば、町の応援体制も組め、今以上の要望活動もできるものと思っております。

今年度、伊根地区区長協議会からの要望懇談時には、促進協の立ち上げについて投げかけをさせていただきたく思っております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 再質問ありますか。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 力強い最後のお言葉、ありがとうございます。

ようやく、話しも道筋的なものが、光が少しだけでも見えたのかなというふうに感じた次第であります。

まず、空き家についてでございますが、条例制定については、なかなか難しいということは十分承知しております。所有者の特定が難しい、これについて、各種団体のほうから国に対して要望が上がっていることも承知しております。これについては、私どもとしましては、同志である国会議員の皆さん、府会議員の皆さんと一緒に、所有者の特定に向けた、そういった法整備ができないかということについては、取り組んでいきたいというふうに思っています。

3点目の、空き家の資金投下しての関係でございますが、これについても、前向きな検討をしていただけると。これで、なかなか、今、伊根の舟屋において、空き家事業、舟屋を用いた宿、思った以上に伸びていないというふうに私は感じているのですが、これについて、賃貸物件としてであれば、ある一定の収益モデルとしてやっていけるのではないかというふうに感じておりますが、この点について、町長、何かご意見ありましたらお聞かせいただけます。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 先に条例制定の話なんですけれども、条例制定は、先進地に倣って、できるのはできると思うんですよ、だけど、つくってみたが、今言われている問題で、多分かなりぶち当たってしまって、あんまり効果も効力も発揮できないのか、そういう思いがありますので、ご理解のほどを願いたいと思います。

また、今、空き家を、とりわけ伊根の舟屋などに限定いたしますと、確かに空き家はあります。最大のネックは、貸していただけない、売っていただけないということでもあります。

そうありますから、その辺のノウハウをという話になりますと、今、二手ですが、大体業者の方が言われるのは、私たちに任せてくれたら全部やる言うんですね、やってしまいますと言う。どうしてやるのと言ったら、仏壇がありますよ、どうするん、年に一遍帰ってくる、どうなるん、仏壇はそのまま戸をつけて、ふだんは見えないようにします、年に一遍でも二遍でも、盆、正月帰ってくる、そのときは優先的にあなたが使用させます、そういう方法があると、へえ、すごいですねと。そうありますから、国の予算を使って、ある方は、町が借金をし、また起債もし、補助金を使って整備しなさい、それを運営します。逆に、そういうことを私たちが全部するから任せてくれませんか、いろいろあるんですね。

それでも、本当にすごいですね、五島列島のほうの小値賀が、我々の美しい村のグループでございますけれども、あそこが、アレックス・カーさんがやったんですかね、10棟、まあ5棟しか建たんですけど、5棟なり10棟を限定して、それを本当に古民家改修ですばらしい宿にする。

そして、その中の1棟をいわゆるお食事場所にするんですね。それぞれは1棟貸しですね、2人から10人ほどの1棟貸しをする。ただ、それは鍵を貸すだけ。そして、朝、昼、晩の食事は、そのお食事どころ、もしくは町内の食堂で食べたりと。なかなかいい発想だなと思って、私も、これはひょっとしてしっかり煮詰めていけば物になるのかなと思ったりしております。

それでも、とりあえずは、今、いろいろなあきがありまして、そこへのアプローチをして、どうなるか。今、言っておりますように、本当に具体的なものを一つ、モデルケースとしてつくりたいなと思っております。その進捗状況から、またいろいろ検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、濱野茂樹君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

◎ 日程第3 議案第42号

○議長（宮下愿吾君） 日程第3、議案第42号 平成25年度伊根町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

まず最初に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

次に、なければ、原案に賛成者の発言を許します。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 議案第42号 平成25年度伊根町歳入歳出決算認定について討論いたします。

当町は、自主財源に乏しく、地方交付税等に依存した財政運営の中で、町理事者はもちろん、職員各位、関係者の努力、町民の皆さんの協力により、伊根町の幸せづくりをするための子育て支援、福祉、教育、社会資本整備、また安心・安全に関する事業など、決算規模があらわすように、前年度以上に積極的に事業を取り組まれたことは十分に評価に値すると考えています。

平成25年度も、緊急性の高い事業については迅速にスピード感を持って補正し、政策に沿った事業や取り組みが進められました。

財政面では、一般会計において、歳入総額32億2,775万円に対し、歳出総額30億4,643万円と、形式収支では約1億8,132万円の黒字であり、繰越明許を含む繰り越すべき財源を差し引いた実質収支でも約1億830万円の黒字決算であり、健全な財政運用がなされたと理解しております。

また、平成25年度決算の起債現在高は、前年と比較して7,178万円減額し、基金は3億2,455万円と増額しました。

堅実かつ良好な決算と思いますが、依然として自主財源の乏しい中で、当町における経済状況は疲弊し続けており、地方交付税等に依存した財政運営という先行き不透明な情勢が続く中で、大変厳しい状況に変わりはなく、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費の動向に配慮し、さらなる財政基盤の強化を図り、各施策、事業の緊急性、必要性、重要性等も見きわめた上で、限られた財源の重点配分と効率的・効果的な経費支出について工夫が重ねられ、全ての面において、ますますの勇気ある改革と見直し、節減が引き続き必要であります。

事業では、管理経費のさらなる節減はもとより、町内の住宅の新築・改修等に要する経費に対し補助し、1億を超える地域内の経済効果を創出した住宅改修助成事業、学校改築や伊根地域での漁業集落排水事業、道路整備、設備整備などの多くの事業、福祉施策の充実、またその他の補助や助成、教育や災害対策に係る対応など、町民の視点に立った事業や地域の課題解決を図る事業などを厳選し、真に必要な事業に重点的に配分することを基本とし、事業の選択と集中に努めた行政改革に取り組むなど、事業の必要性や効果を十分見きわめた、きめ細かい充実が図れたことは大変評価すべきであります。

しかしながら、今回の決算において、実質的な収入未済額が前年度末よりふえております。漁港使用料、住宅使用料、水道使用料、下水道使用料の未済額が、担当課の大変なご努力の中で減少する中で、住民生活課、保健福祉課の収入未済額は理解に苦しみます。

特に、決算質疑の中でも発言しましたが、介護保険特別会計並びに後期高齢者医療特別会計の不

納欠損額は、税及び料金の持つ負担の公平性が確保されたかという点、全く確保されず、本議案のこの2つの特別会計の保険料の部分に対する説明責任を全うすることができず、本部分については到底承認することはできません。

保険制度は、国民みんなで支え合う制度です。今回、介護保険料では3名分の保険料が不納欠損処理された、1名については行方不明、2名については単なる徴収できなかった事項である。保険料は、地方自治法の規定により、地方税の滞納処分の例により処分することができる徴収金です。徴収できなかったので不納欠損処理では、被保険者間の負担の公平性を確保することはできない。滞納となっている保険料を放置していくことは、納期内にきちんと納付していただいている大多数の善良な納付義務者との公平性を欠くこととなります。また、滞納が多くなることは、財政を圧迫し、住民サービスに支障を来すことにもなりかねません。

本議案は、会計全般を認定するか否かの議案ですので、全般では認定することに賛成しますが、今後はこのようなことがないように、法律を正しく理解するとともに、庁舎内でも情報の連携強化や職員スキルの向上、京都地方税機構と連携を密にするなど、負担の公平性を確保するためにも、平成26年度以降、安易に不納欠損することがないように、また収納率の向上に向け、積極的な収納業務に努められたいと思います。

また、納付のあった入湯税を環境衛生施設、消防活動に必要な施設の整備、観光振興に必要な経費の財源となる入湯税管理基金の決算年度末現在高は1,577万円となりました。

入湯税のほとんどは、観光客よりいただいた税金です。お隣の京丹後市では、入湯税を活用し、木津温泉駅に足湯が整備されたり、入湯税が目に見える形で活用されています。町民からも、温泉を活用できないかといった声もあります。当町には、幸い、奥橋立伊根温泉第4号泉源、毎分159リットルの温泉のくみ上げ能力は、日量に換算すると228tが可能であり、既存施設以外への供給能力は十分余裕があります。せっかくの温泉源ですので、町民、観光客にも目に見える事業での入湯税の活用をご検討いただくことが必要でないかと思えます。

昨年度も申しましたが、本年度も一部の事業が繰り越され、また事業実施が執行まで想定できないような時間を要した事業も見受けられました。予算の進行管理に基づき、予算執行に当たっては、スピード感を持って推し進めることが必要だと思えます。

町長が合い言葉のように職員に訓示される、「今までは」の感覚を捨て、「これからは」の意識、職員みずから地域の課題を見つけ、対策を考え、実行し、評価する自立的な仕事に基づき、独自のありべき形をみずから考え、構築することが町民の行政に対する期待の高まりにつながるものだと感じております。

特別会計の一部の科目については、厳しいことを述べましたが、希望あふれる伊根町へ、将来を担う若い世代や子供たちに引き継いでいくためにも、今後一層の行革の推進、各種計画に沿った施策の充実、それに対して、決してとどまらず、着実に堅実に渾身の努力がなされ、たくましく、優しく、誇りある伊根町となることを大いに期待して、賛成討論とさせていただきます。議員各位の賛成をお願いしまして、討論とさせていただきます。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論ありませんか。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） それでは、平成25年度歳入歳出決算認定の討論に賛成の立場で参加をいたします。

本決算は、一般会計におきまして、実質収支1億830万3,000円の黒字決算で、財政調整基金を伊根中学校改築などに効果的に取り崩しながら、基金全体として、減債基金、公共残土処分場使用料管理基金などの積み増し、22億1,126万円にまで大きく積み立てました。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、24年度対比0.9%減らし、実質公債費比率も1.2%減らし7.8%とし、財政力指数が減少したものの、ここ近年の財政の良好な数値を今年度も維持しました。

良質債の活用など、吉本町長を先頭とした職員の努力があらわれた決算で、大きく評価をするものでございます。

また、財政計画との比較でも、町民負担を以前の状態に戻しながら、財政的に当初の計画以上に健全化をしています。

今年度の事業では、25年度から5年間実施をされる住宅改修助成事業、共に育む「命の里」事業、3年間延長となった活き生きまちづくり応援事業、新規就農総合支援事業、経営体育成支援事業、新山村振興等農林漁業特別対策事業によるイノシシ加工処理施設建設、ほんまもん京ブランド産地支援事業、有害鳥獣対策事業、未登記物件登記事務の進捗、町道改良の進捗、町営住宅建設事業、伊根中学校改築事業など、安心して暮らせるまちづくり、子育て支援事業の実施や町民との対話に努力されていることも大きく評価するところでございます。

今後とも、財政計画にのっとりながら、必要などころには集中した財政出動を行い、職員の能力向上を図ることを重視しながら、町民要望に応えるよう、さらなるご努力をお願いしたいと思います。

人口の増加は、日本全体で人口減となっている状況で、伊根町の人口をふやすことはかなり難しいところではございますが、せめて町民の若者比率を徐々にふやす対策について、Iターン、Uターンなどの移住促進と、そのための空き家対策、子育て支援など、今後ともさらに検討を加え、知恵を絞ることが必要ではないかと考えます。

さらに、ことし、町税、分担金、負担金において不納欠損が発生したことは大変残念なことであります。こういう事態のないよう、対策強化に努めていただきたいと思います。

次に、特別会計であります。国保会計では、これまで誇っておりました23年間連続していた国保税の100%収納が5年連続して達成できなかったことは大変残念な結果であります。他町と比べ、収納率はいいものの、これも憂慮すべき事態であります。これも、地方税機構と連携を密にし、対策強化に努めていただくことを望みます。

国保財政調整基金が1億4,800万円の積み立て額となっています。世帯当たりになると35万8,200円、1人当たりになると20万7,600円で、他の市町村と比較しても多額の基金積み立てであり、これを使った税の負担軽減、健康診断や病気の予防などの健康増進事業、保健指導の徹底の強化について、今後、早急な検討をいただくことを強く望みます。

また、医師不在となっていることから、関係機関からの医師派遣をいただき、評判もよく、何とか乗り切っているものの、町民の不安はやはり大きなものがございます。早急に方針を立て、医師の招聘にご尽力いただき、山村医療充実にも努められることを強く要望いたします。

下水道会計につきましては、平成22年度より着手をしています伊根地区漁業集落環境整備事業、大きなおくれが出ないよう、計画どおりの供用となるよう努力をいただくとともに、今後予想される工事に伴う通行どめなどの町民への影響について、十分なお配慮をお願いしたいと思います。

介護保険会計では、認知症の進行等による権利擁護の問題など、高齢者問題の相談は確実に増加してくるものと思われまます。被害の予防、防止、問題解決への的確な対応が求められております。

また、施設入所の希望者も増加していることなど、住みなれた伊根町で活動的に、かつ尊厳ある生活が継続できるようご努力をいただきたいと思います。

そのほかの会計につきましては、特別申し上げることはございません。

以上、伊根町が伊根町として存続し続け、町民の命と暮らしを守り、町民に夢と希望を与える施策の実現と町民参加の取り組みで、町民みんなが活気のある、小さくても元気な伊根町を目指し、町民にとっても他町から見ても魅力あるまちづくりに今後も一層邁進されることを期待いたしまして賛成の討論といたします。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論ありませんか。10番、奥野良一君。

○10番（奥野良一君） 私は、平成25年度の決算認定について、賛成の立場で討論に参加いたします。

平成25年における一般会計決算額は、歳入総額32億2,775万8,000円、前年度対比5億5,367万1,000円の増でございます。歳出総額30億4,643万6,000円、前年度対比5億2,539万6,000円の増で1億8,132万2,000円の黒字決算であるが、翌年度へ繰り越すべき財源7,301万9,000円を差し引くと、実質収支は1億830万3,000円となっている。

平成25年度決算の起債現在高は、前年度と比較して7,178万8,000円を減額し、基金は3億2,455万9,000円増額、財政面で良好な決算と判断するものであるが、しかし一方

では、収入未済額、不納欠損等の税の不公平性が見受けられます。これは改善をしていただきたく思います。

依然、地方財政は厳しい状況であることから、事業の緊急性、必要性、重要性を判断し、町民サービスと町民福祉の向上に向けて、安心・安全なまちづくりが実現されることを期待し、私の賛成討論といたします。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論ありませんか。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） それでは、議案第42号 平成25年度伊根町歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論に参加いたします。

本決算において、歳入歳出決算額は、おのおの前年対比8.7%、8.9%とともに増となり、収入率85.4%、執行率81.6%、実質収支1億2,230万の黒字決算となりました。一般会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財務比率も、前年と対比すると改善されており、評価するところであります。

歳入における自主財源においては、町税、諸収入は減額となりましたが、使用料及び手数料の増加と繰越金により増加となりました。依存財源は、国庫支出金増、府支出金の減となりましたが、結果的には増額となりました。

一般会計における財源比率は、自主財源18%、依存財源率82%と、いずれにいたしましても、小規模自治体ゆえ厳しい財源比率となりますが、引き続き自主財源率の向上に努めるとともに、不納欠損処理に対して、今後何らかの手だてを講ずるべきと考えます。

歳出におきましては、前年比5億2,540万の増となりましたが、主な増額要因は土木費と教育費となりました。人口減少や地方交付税に依存した財政運営は、不透明な情勢に大きく左右され、厳しい状況に変わりはありません。今後も、勇気ある判断、改革、見直しとさらなる節減が必要と考えられます。

特別会計におきましては、国保税をはじめとした収納率の向上対策、地域に根差した福祉政策、医療体制の確立を目指しながら、さらなるご尽力を願うところであります。

基金に関しましては、25年度中に3億2,455万円を積み増し、基金残高を22億1,126万円とすることができました。引き続き、伊根中学校改築工事をはじめとした大型事業もありますが、基金全体として積み増しできたのは、堅実な行財政運営の結果で、評価するところであります。基金運用については、今後とも有利に確実な運用を求めます。

各事業におかれましては、政策に沿った事業や取り組みが行われ、安心・安全に関する事業や緊急性のある事業にはスピード感と柔軟性を持って対処されていたことは評価いたしますが、さらなる向上が求められます。

依然、少子高齢化による人口減少と情勢に左右されやすい厳しい財政状況下での運営を強いられると予測されますが、各施策、事業の緊急性及び必要性、重要性を見きわめ、町民ニーズへの適時的確な対応をもって町政運営に努めていただくことを求めます。

伊根町で生き生きと暮らす人々を見て、町内外から人々が集まり、さらに生き生きした輝きを放つ町となるよう、計画を着実に推進し、身の丈に合った持続可能なまち、地域づくりが実現されることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論ありませんか。討論がないようではありますが、これで討論を終了したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 平成25年度伊根町歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり認定することに決定をしました。

◎ 日程第4 議案第56号

○議長（宮下愿吾君） 日程第4、議案第56号 平成25年度伊根地区町道景観舗装工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第56号 伊根地区町道景観舗装工事変更請負契約の締結についてでございます。

現在、高梨地区から平田地区にかけて、集落排水工事に伴う路面復旧にあわせて舗装のカラー化工事を行っているものの変更でございます。

細部につきましては、担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 泉主幹。

○地域整備課主幹（泉 吉広君） 議案第56号 平成25年度伊根地区町道景観舗装工事変更請負契約の締結について説明（担当主幹説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） お尋ねします。

今回の契約金額に関する部分ではないんですが、工事が施工された平田交差点、今、道路界によってカラー舗装がされているんだと思うんですが、見た目、横断歩道がそこにあって、2mぐらいですかね、その間があいているというのが、住民の皆さんからすると、今後どうなっていくんだと。道路界であくまで工事をしたというのはわかるんですけども、見た目が、せっかくのものが、1m50、2mぐらいの間隔によって、少しちょっと変わった印象を受けてしまう。

これが、果たして横断歩道まで延びたところによって、逆によくなるかどうか、ちょっとシミュレーションしてみないとわからないところだと思うんですけども、今後、この部分について何かお考えがあるのか、もし今答えられるのであればお答えいただきたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 白須課長。

○地域整備課長（白須 剛君） 平田の三叉路の伊根中学校へ上がるところの境界の質問だと思います。

私どもも、実際、施工しまして、ちょっと、もう少し上にしたほうがよかったかなという思いもありますが、まだ今したばかりですので、今すぐ修正ということは考えておりませんが、今後、もう少しほかの地域もして、修正の必要があれば検討してまいりたいと考えております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） これ、増額ということで、709万1,280円増額になっておるんですが、主にこれマンホールの調整工が大きな金額の要因なんだと思うんですが、それと花崗岩を使って、黒い舗装からカラー舗装が変わるところだけの部分を花崗岩で施工されるのですか、ちょっとどういうことか、詳しく説明していただきたいです。

○議長（宮下愿吾君） 泉主幹。

○地域整備課主幹（泉 吉広君） 舗石の部分ですけれども、この平面図を見ていただいたら、まず1枚めくっていただいたら平田三叉路のほうがあると思うんですけども、先ほど濱野議員がおっしゃられていたところなんですけれども、中学校へ上がるほうに赤線で区切りがありますね、この部分に舗石が入ります。それで、今から、七面山のほう、そちらについてはカラー舗装が続いていきますので、そちらには入れておりません。

それから、一番最後のページになるんですけども、大西がちょっと写っているところなんですけれども、それも大西のほう側から行きましたら、高梨集落の入り口あたりで色の塗ってあるところ、塗ってないところがあると思いますけれども、この境界に入ります。この2カ所です。

○議長（宮下愿吾君） よろしいですか。2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） これは、横にこう横断するわけですね、花崗岩が。除雪のときとか、大丈夫なんですか。

○議長（宮下愿吾君） 泉主幹。

○地域整備課主幹（泉 吉広君） 除雪のときになるべくひっかからないということで業者のほうと十分協議させていただいて、ひっかからないような状態で施工はさせていただいておつもりです。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。白須課長。

○地域整備課長（白須 剛君） 先ほど、上辻議員のご質問の中で増額の内容の話もあったかと思

います。

カラー舗装は、当然減工ですので少し減少しております。舗石設置も、ほとんど金額的には大きなものではありません。マンホール工の調整と、それからカラー舗装4種類の試験施工、これが主なもので、大体半々に近いんですが、マンホールの調整のほうが少し多いというような内容になっております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。質疑がないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしの声があります。これで討論を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 平成25年度伊根地区町道景観舗装工事変更請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（宮下愿吾君） 日程第5、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定をしました。

◎ 閉 会

○議長（宮下愿吾君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第3回伊根町議会定例会を閉会いたします。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会につきましては、私たち最後の議会でありました。任期が11月30日とあとわずかとなってまいりました。在任中におきましては、議員各位それぞれの立場で、当町の発展のために職員の皆様とともにご尽力をいただきましてありがとうございました。

今、日本、そして地方は大きな転換点に来ているのではないかと思います。

当町も、町制施行60周年を迎えることになりました。4カ村が合併してできた当時の人は、伊根町の未来が、恐らく将来に向けて発展していく大きな姿を描いていたと思います。この60年後の今の状況は、少子高齢化、人口減少が続き、将来がどうなるのかと危惧される状況にあります。何が問題なのか、しっかりと考えてまちづくりをしていかなければならないと思います。

少子高齢化、人口減少の問題は、伊根町だけの問題ではなく、全国市町村共通の問題であります。人口増加が全てであるとは思いませんが、人間として豊かさを求める価値観のあり方や、また自治体のあるべき姿等々、近隣市町村との連携等も含めた取り組みをしていかなければならないのではないのでしょうか。

新聞報道によりますと、政府は地方創生と活性化に向けた取り組みを第一に掲げて取り組むと言われております。地方の中核都市だけに日が差すのではなく、日本全国隅々まで日が差すことを望みたいと思います。

我々議会は、平成の合併問題が吹き荒れましたときも、町民の立場に立って、町、各地域の将来を考えて、自立の道を選択して今日に至っております。4カ村が合併した60年前と今では、全てが大きく変わり、過去の延長線上の考え方では乗り切れない状況になってきております。この人口減少の現実を見据えて、また旧4カ村の過去のしがらみを抜けて、新しい価値観の中で新生伊根町を目指して努力していかなければならないのではないのでしょうか。

我々は、改めて二元代表制のもとでの議会の役割を認識するとともに、職員の皆様と一緒に伊根町の発展のために努力していかなければならないと思っております。今回の改選期に、議員各メンバーの皆様がどのようになるのかわかりませんが、それぞれのご奮闘を祈念いたしまして閉会の挨拶いたします。

ご苦労さんでした。

閉会 16時24分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員